

福井県渋滞対策協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、福井県渋滞対策協議会（以下「本協議会」という。）という。

（目 的）

第2条 本協議会は、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- （1）主要な渋滞箇所の特定
- （2）特定された渋滞箇所の対策検討
- （3）その他、本協議会の目的達成に必要な事項

（構 成）

第4条 本協議会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。
本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体的に検討するワーキンググループを設ける。

（役 員）

第5条 本協議会に次の役員を置く。
会 長 1名
副会長 1名
ワーキンググループに次の役員を置く。
座 長 1名

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
会長は、国土交通省 福井河川国道事務所長をもってあてる。
ワーキンググループの座長は、国土交通省福井河川国道事務所の副所長（改築）とする。
ワーキンググループは関係機関のなかから座長が指名する職員で組織する。
但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
副会長には、福井県 土木部 道路建設課長をもってあてる。

（会 議）

第8条 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(事務局)

第9条

本協議会の事務局は、国土交通省 福井河川国道事務所 計画課及び、
福井県 土木部 道路建設課に置く。

付 則

この規約は、平成 5年 6月24日から施行する。

平成 9年10月30日 改正

平成22年 3月 8日 改正

平成24年 3月 9日 改正

平成24年 6月29日 改正

平成25年 9月20日 改正

平成29年 8月24日 改正

令和 2年 8月31日 改正

令和 4年 8月 1日 改正

令和 5年 8月24日 改正

令和 6年 8月30日 改正

福井県渋滞対策協議会名簿

所属機関名	役職	備考
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	所長	会長
国土交通省 中部運輸局 福井運輸支局	首席運輸企画専門官 企画調整担当	
国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路計画第二課長	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	副所長（改築）	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	副所長（管理）	
福井県 土木部	道路建設課長	副会長
福井県 土木部	高規格道路課長	
福井県 土木部	道路保全課長	
福井県警察本部	交通規制課長	
中日本高速道路(株)金沢支社	高速道路事業部 道路管制センター 交通管制課長	
西日本高速道路(株)関西支社	保全サービス事業部 交通計画課長	
一般社団法人福井県トラック協会	専務理事	
公益社団法人福井県観光連盟	専務理事	
一般社団法人 福井県商工会議所連合会	専務理事	
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	事業対策官、担当係長	事務局
福井県 土木部	道路建設課道路計画グループ 担当主任、担当	